

八代市議会 3 月定例会議案

(令和 8 年 2 月 2 0 日招集)

(その 3)

目 次

議案第 4 5 号 八代市長の給料の減額支給に関する条例の制定について

八代市長の給料の減額支給に関する条例の制定について

八代市長の給料の減額支給に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 3 月 2 3 日提出
八代市長 小 野 泰 輔

(提案理由)

市長の給料を減額して支給するに当たり、条例を制定する必要がある。

八代市長の給料の減額支給に関する条例

令和8年4月1日から同年7月31日までの間における市長の給料については、八代市長等の給与に関する条例（平成17年八代市条例第51号）第3条本文の規定にかかわらず、同条例別表に定める給料月額から当該給料月額に100分の50を乗じて得た額を減じた額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

